

◎新潟県告示第753号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第628号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
1 (略)			1 (略)		
2 規制基準			2 規制基準		
区域の区分\時間の 区分	昼間	夜間	区域の区分\時間の 区分	昼間	夜間
(略)			(略)		
<p>ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>			<p>ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p>		